



青森県報

第十九百四十六号

平成十三年十一月十二日(月曜日)

目次
告示

十一号 第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十三年十一月十二日

青森県知事 木村守男

区分	名 称	氏代表者の名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社森田商会	森田 洋子	十和田市稻生町一の八	平成ハ・一・二
変更後	株式会社森田商会	森田 洋子	十和田市西二番町一の六	平成ハ・一・二

青森県告示第六百七号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十三年十一月十二日

青森県知事 木村守男

告示

公 告

- 軽油引取税に係る特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地の変更………(税務課) : 一
- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更………(同 同) : 一
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し………(林政課) : 二
- 保安林の指定予定………(同) : 二
- 保安林の指定………(同) : 二
- 海岸保全区域の指定の一部改正………(漁港備課) : 三
- 道路の供用の開始………(道路課) : 五

青森県告示第六百六号

次の軽油引取税に係る特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地について次のとおり変更があるので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十六号)第十四条の規定により告示する。

青森県告示第六百八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十三年十一月十二日

氏名又は名称 株式会社森田商	代表者 後藤 悅美	主たる事務所又は事業所の所在地 十和田市西二番町一の六	指定取消 年月日 平成二〇・六・三
-------------------	--------------	--------------------------------	-------------------------

青森県告示第六百九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十三年十一月十二日

青森県知事 木村守男

青森県知事 木村守男

一 保安林の所在場所

三戸郡階上町大字鳥屋部字行人三六の三・三六の四・三六の六〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字行人三六の三（次の図に示す部分に限る。）、三六の四

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (1) 立木の伐採の方法

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百十号

青森県告示第六百十一号

昭和三十八年六月二十五日青森県告示第五百五号（海岸保全区域の指定）の一部を
次のように改正する。

平成十三年十一月十二日

青森県知事 木村守男

陸奥湾
平館
根岸館

指定場所 東津軽郡平館村大字平館及び根岸地内及び地先

指定区域

基点一、二、三、四、五、六を順次直線で結んだ線、基点六から漁港区域の北側円弧に沿い補助点四に至る線及び補助点四、三、二、一、基点一を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

基点七、八、九、一〇、一一、一二及び補助点七、六、五並びに基点七を順次直線で結んだ線により囲まれた区域
基点一三、一四及び補助点九、八並びに基点一三を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

基点及び補助点の表示

基点一 起点（平館村大字平館字後田三一番一地先、北防波堤先端中心）
から二九六度二六四メートル
基点一 基点一から一二度三〇分一八〇メートル
基点三 基点一から一六度二〇〇メートル
基点四 基点三から一五度一五〇メートル
基点五 基点四から一三度一〇〇メートル
ル 五号表示杭

基点六	基点五から一五度三四メートル	六号表示杭
基点七	起点から二三六度三九メートル	七号表示杭
基点八	基点七から一九一度四五分二四〇メートル	八号表示杭
基点九	基点八から一八七度三三二メートル	九号表示杭
基点一〇	基点九から一七一度三〇分一八五メートル	一〇号表示杭
基点一一	基点一〇から一四七度三〇分七五メートル	一号表示杭
基点一二	基点一一から一七八度一五分六七メートル	二号表示杭
基点一三	基点一二から一七八度三〇分二〇メートル	三号表示杭
基点一四	基点一三から一八二度三〇分六〇メートル	四号表示杭
基点一五	基点一から一〇四度七〇メートル	
基点一六	基点一から一〇五度七二メートル	
基点一七	基点一から一〇五度一七五メートル	
基点一八	基点一から一〇〇度一六〇メートル	
基点一九	基点九から一〇六度三〇分五五メートル	
基点二〇	基点一二から八六度三〇分八〇メートル	
基点二一	基点一三から八四度三〇分八〇メートル	
基点二二	基点一四から九九度一九〇メートル	

を

陸奥湾

港
平館漁根
岸
館根
岸
館

指定場所	東津軽郡平館村大字平館及び根岸地内及び地先
------	-----------------------

基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、基点六を順次直線で結んだ線及び基点六から漁港区域の北側円弧に沿い補助点四に至る線並びに補助点四、補助点三、補助点二、補助点一、基点一を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

基点七、基点八、基点九、基点一〇、基点一一、基点一二、基点一三及び補助点七、補助点六、補助点五並びに基点七を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

基点一四、基点一五、補助点九、補助点八及び基点一四を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

基点及び補助点の表示

基点一 起点(東津軽郡平館村大字平館字後田三一番地先、北防波堤先端中心)から二九六度一六四メートル 一号表示杭

基点二 基点一から一二度三〇分一八〇メートル 二号表示杭

基点三 基点二から一六度一〇〇メートル 三号表示杭

基点四 基点三から一五度一五〇メートル 四号表示杭

基点五 基点四から一三度一〇〇メートル 五号表示杭

基点六 基点五から一五度三四メートル 六号表示杭

基点七 基点六から二六度一九二メートル 七号表示杭

に改める。

基点八	基点七から一九一度四五分一八三メートル	八号表示杭
基点九	基点八から一八七度二〇七メートル	九号表示杭
基点一〇	基点九から一七一度三〇分トル	一〇号表示杭
基点一一	基点一〇から一七一度三〇分一八五メートル	一八五メートル
基点一二	基点一一から一四七度三〇分七五メートル	一三号表示杭
基点一三	基点一二から一七八度五分六七メートル	一二号表示杭
基点一四	基点一三から一七八度三〇分二〇メートル	一四号表示杭
基点一五	基点一四から一八二度三〇分六〇メートル	一五号表示杭
補助点一	基点一から一〇四度七〇メートル	
補助点二	基点二から一〇五度七一メートル	
補助点三	基点二から一〇五度一七五メートル	
補助点四	基点六から一〇〇度一六〇メートル	
補助点五	基点七から一〇三度三〇分六二メートル	
補助点六	基点九から一一三度一六八メートル	
補助点七	基点一三から八六度三〇分八〇メートル	
補助点八	基点一四から八四度三〇分八〇メートル	
補助点九	基点一五から九九度一九〇メートル	

青森県告示第六百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十一月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十二日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始日
国道二八〇号	東津軽郡平館村大字根岸字山居一七八の一から東津軽郡平館村大字石崎字石崎沢八の二まで	平成三二・一三

三 契約の方法
一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日
平成十三年十月二十三日

五 契約の相手方の名称及び住所
東北化学薬品株式会社青森支店
青森市問屋町一丁目一三の一〇

六 契約金額
八千百九十万円

七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札した者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成十三年九月十二日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、青森南部土地改良区の定款の変更を平成十三年十一月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十三年十一月十二日

青森県知事 木村守男

平成十三年十一月十二日

青森県知事 木村守男

一 物品等の名称及び数量
生化学自動分析装置総合システム一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院管理調達課

青森市東造道二丁目一の一